



業務改善計画の 進捗状況について

(令和8年6月末基準)

いわき信用組合

旧経営陣が引き起こしました一連の不祥事件により、組合員並びにお客様、地域の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

当信用組合は、旧経営陣が長年にわたり引き起こしてきた一連の不祥事件により、令和7年5月29日に東北財務局より業務改善命令を受け、令和7年10月31日には金融庁より一部業務の停止命令を含む行政処分を受けました。

当信用組合では、金融庁に提出しました業務改善計画に基づき、経営管理態勢（ガバナンス）、法令等遵守態勢（コンプライアンス）、内部管理態勢、内部監査態勢等の強化・充実、反社会的勢力の遮断に向け、役職員一丸となって取り組んでいるところであり、今般、その進捗状況に関する報告書を金融庁に提出いたしましたので、令和8年6月時点の状況（一部7月以降の最新の状況を含みます）をご報告させていただきます。

当信用組合は引き続き、地域の皆さまからの信頼回復に全力で取り組み、地域に根ざした金融機関としての責務を果たすとともに、健全な経営体制の確立に努めてまいります。

いわき信用組合

理事長 金 成 茂

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）	・・・ 1
--	-------

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立 （第三者により検証する態勢の整備を含む）	・・・ 2
---	-------

3. 全組合的な法令等遵守態勢の確立 （コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底）	・・・ 6
--	-------

4. 内部管理態勢の確立 （融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立）	・・・ 7
---	-------

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保	・・・ 8
-------------------------------	-------

II 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施	・・・ 9
--	-------

III 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

更なる調査の実施について	・・・ 10
--------------	--------

IV 反社会的勢力等との取引を直ちに遮断することと、反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

反社会的勢力等との取引を直ちに遮断する（捜査機関への告訴の検討を行うことを含む）ことと、
反社会的勢力等の排除に係る実効性のある管理態勢の確立

・・・「反社会的勢力遮断への取り組みプラン」参照

V 業務の一部停止命令期間中の新規顧客に対する融資業務の停止への対応について

令和7年11月17日（月）から12月16日（火）までの間、新規顧客（既往取引のない者をいい、
命令発出日前に借入等の申込を受けている者を除く。）に対する融資業務の停止への対応について

・・・終了

VI 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

・・・11

VII 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立

・・・12

（前回報告より進捗のあった箇所を、以降のページで下線で表しています。）

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

1. 一連の不祥事件の発生、経営陣による長期に亘る隠蔽 及び当局への事実と異なる報告に関する経営責任の明確化（責任追及を含む）

これまでの主な取組み状況

- 旧経営陣に対する役員退任慰労金の不支給及び返還請求
 - ・ 一連の不祥事件に関与したことを理由に、令和6年11月以降辞任した前会長ほか常勤役員7名については、役員退任慰労金を不支給とし、また、一連の不祥事件に関与していたその他の旧経営陣12名についても、支給済の役員退任慰労金の返還請求を行いました（令和7年12月）。
 - ・ 返還請求に応じない旧経営陣に対しては、返還請求の民事提訴を行いました（令和8年7月）。
- 旧経営陣に対する責任追及（民事責任・刑事責任）等
 - ・ 一連の不祥事件に関与していた旧経営陣（前会長ほか19名）については、福島地方裁判所いわき支部に民事訴訟を提起（役員の任務懈怠に基づく損害賠償請求）いたしました（令和7年12月）。
 - ・ 令和8年6月30日に初回の裁判が行われており、今後も裁判の場において旧経営陣の責任について追及してまいります（令和8年6月）。
 - ・ 刑事責任については、告訴を行う方向で、引き続き弁護士と協議を進めております。
 - ・ また、一連の不祥事件に関与した当組合債務者（迂回融資・無断借名融資の資金を提供した先）及び反社会的勢力等に対する法的措置についても、引き続き弁護士と協議を進めております。
 - ・ なお、当組合は、東北財務局より協同組合の金融事業に関する法律に違反したとして告発されました（令和8年1月）。今後の捜査機関による捜査に誠実かつ真摯に対応し、捜査に全面的に協力してまいります。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（1） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況

- 理事長の在任期間の制限
 - ・ 経営トップの長期在任を回避する観点から、理事長の在任期間を6年に制限することについて、令和8年6月開催の通常総代会に上程し、承認されました（令和8年6月）。
- 常勤理事の外部招聘
 - ・ 令和7年度に招聘した常勤理事は一身上の都合で令和8年5月に辞任したことから、信用組合の系統中央機関である全国信用協同組合連合会から、引き続き、常勤理事をコンプライアンス担当理事として招聘しました。（令和8年6月）。
- 非常勤役員の選任
 - ・ 非常勤理事に警察OB、経営者・公認会計士、員外監事に公認会計士、検察OB弁護士と、実務専門家を招聘しました（令和8年6月）。
- 役員としての知見の向上
 - ・ 経営監視委員会の提言を踏まえ、常勤役員を対象とする役員としての資質向上のためのトレーニング機会の確保を検討してまいります。なお、令和8年度は上部団体が実施する役員研修を受講する予定です。
 - ・ また、非常勤役員を対象とする金融機関業務に関する知見向上のためのトレーニング機会の確保も検討してまいります。
- 理事会における審議の充実と準備の充実
 - ・ 経営監視委員会の提言を踏まえ、非常勤理事とも協議の上、充実を検討してまいります。
 - ・ 具体的には、議案資料を議論のポイントがわかりやすくなるように意識して作成することを開始しました（令和8年4月）。
 - また、今後必要に応じて非常勤理事への事前説明を検討してまいります。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（2） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況

- 常勤監事と非常勤監事との連携強化
 - ・ 常勤監事と非常勤監事間の連携強化のため、常勤監事が定期的に実施する各部店への監事監査に非常勤理事が一部同行することにした（令和7年8月監事会で決定）。常勤監事による営業店への監査に非常勤監事が同行し、職場環境、支店長のマネジメント力（部下の評価等）も確認する等、内容の充実を図っております。（令和8年2月より実施）
- 常勤監事の職務執行状況の検証及び牽制機能強化
 - ・ 監事会において、前回監事会から今回監事会までの常勤監事の職務執行状況について報告を行っており、非常勤監事による牽制機能強化を図っております（令和8年2月より実施）。
 - ・ 代表理事や会計監査人との会合や、業務改善計画の進捗状況に関する監査も実施しております。（令和8年3月より実施）
 - ・ 経営監視委員会の提言を踏まえ、当信用組合の現状の経営課題に即した監事に関連する規程に見直し、これらに即した監事監査を実施してまいります。
- コンプライアンス委員会の見直し等
 - ・ これまで形式的な開催となっていた委員会については、全組織的なコンプライアンスへの取組み状況等を管理・報告する体制構築に努めております。全国信用協同組合連合会による指導・サポートも受け、委員会の運営を含む法令等遵守態勢全般（経営トップのコンプライアンスに対する姿勢と対応、管理態勢、職員への教育・啓蒙態勢等）について再検証・見直しを行っており、他金融機関の好事例も積極的に導入することも進めております。
 - ※ その他取組みは「コンプライアンス推進態勢の強化に向けた対応状況」（P6）をご参照ください。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（3） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

これまでの主な取組み状況

- 経営監視委員会の設置・開催
 - ・ 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立に向け、①理事会による執行部への監督・牽制、②監事会又は監事による執行部及び理事会への監視・牽制、③執行部（常勤理事）による業務執行状況等について、中立性のもと多面的な視点から検証・評価するほか、必要な指導・提言を行う経営監視委員会を設置しております。
 - ・ これまで4回開催しており、第1回から第3回の議事の内容については、当組合のホームページにこれまで掲載しました「業務改善計画の進捗状況について」をご覧ください。

第1回：令和7年9月30日開催
第2回：令和8年1月8日開催
第3回：令和8年3月26日開催
第4回：令和8年7月22日開催

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

2. 理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立（4） （第三者により検証する態勢の整備を含む）

第4回 経営監視委員会（令和8年7月22日開催）

（1）委員会の開催結果（概要）

- ・ 執行部より、前回の委員会以降の動き（業務改善計画の進捗状況、総代会の結果、前期決算と当期計画、新経営体制、預金保険機構による債権買取、委員会からの提言事項の進捗状況等）について報告しました。
- ・ 各委員より、前回の委員会以降における委員の活動状況（重要会議の傍聴等）についてご報告、ご意見をいただきました。

（2）各委員からの主な意見・提言

- 執行部からの報告に対して
 - ・ 反社口座の解約はどの位進捗したのか。
 - ・ 今期の決算の見込みはどうか。
 - ・ 金融機関の預金獲得競争が激しくなっているが、地域経済を支える観点から、設備投資やスタートアップ支援等も検討していただきたい。また子育て応援定期等、地域住民を支援する商品も積極的に取り組んで欲しい。
 - ・ 委員会からの提言事項は、積極的に取り組んでいただきたい。
 - ・ 組合のホームページがあまり更新されていない。もう少し情報発信して欲しい。
- 委員の活動状況について
 - ・ 理事会、監事会等を傍聴してきた。自由闊達な意見が出る良い部分は維持してほしい。
 - ・ 営業店を訪問したが、皆丁寧に対応し、前向きな姿勢が伺えた。
- 上記以外の意見等について
 - ・ 新聞に、組合員が非常勤理事へ損害賠償を請求するよう提訴請求があったとの記事を見たが、どのような状況なのか。

（3）次回委員会の開催予定

- ・ 令和8年9月を目途に開催予定。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

3. 全組合理的な法令等遵守態勢の確立

(コンプライアンス意識が欠如した企業風土の改善を含む役職員の法令等遵守意識の醸成・徹底)

これまでの主な取組み状況

- コンプライアンス推進態勢の強化に向けた対応状況
 - ・ コンプライアンス態勢の改善を図るため、他金融機関からの協力及び全信組連からのサポートを受け、「コンプライアンス規程」の見直しを行いました（令和8年2月）。
 - ※ 主な改正点
役職員の基本姿勢の明記、行動綱領・コンプライアンス基本方針の位置づけを定義、
理事会関係の承認・報告事項の見直し等
 - ・ また、今年度の「コンプライアンスプログラム」を策定いたしました（令和8年4月）。
- 反社会的勢力対応に関連する規程等の見直しに向けた対応状況
 - ・ 顧問弁護士の指導助言を受けながら、「反社会的勢力に対する基本方針」を見直しました（令和8年3月）。
 - ・ また、「反社会的勢力対応管理規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」の見直しを行いました（令和8年4月）。
 - ・ 今後定期的に研修を実施してまいります。（令和8年度は、第2四半期と第4四半期に実施予定）
- 企業風土改善に向けた対応状況
 - ・ 組織体質の抜本改革・風通しの良い職場環境構築を図るべく、若手・中堅職員19名が主体となりボトムアップ型改革提案を行う「いわしん再生・改革プロジェクト」を継続して実施してまいります。
なお、同プロジェクトから提案のあった①職場のストレスチェック体制の再構築（ストレステストの外部委託化）、②ハラスメント等に係る相談窓口業務の外部専門事業者への委託化、③経営陣からの今後の経営ビジョンの発信（経営陣との意見交換会の開催）、④職員の昇格基準の見直し（年功序列型の廃止）についてはすでに実行済となっております。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

4. 内部管理態勢の確立

(融資管理態勢の確立、厳正な事務処理の徹底及び相互牽制態勢の確立)

これまでの主な取組み状況

- 内部管理態勢の強化に向けた対応
 - ・ 全国信用協同組合連合会による指導・助言も受けながら、鍵管理体制や文書管理体制についても全面的な見直しを進めております（関係規程の全面改正、最新の鍵管理機の一斉導入等）。
 - ・ 文書管理体制については、顧問弁護士の指導助言を受けながら見直しを進めております。一連の不祥事件が融資案件が深く関わっていることを受け、融資関連の規程を優先で見直しを進めております（令和8年6月より実施）。
- 定期性預金担保の取扱い
 - ・ 一連の不正融資では預金担保融資が利用されていたケースが認められたため、定期性預金担保融資の決裁権限を、金額を問わずすべて代表理事に引き上げました（令和8年4月）。
- 融資申込人および連帯保証人予定者の本人確認書類の取扱い
 - ・ 融資申込人および連帯保証人予定者の本人確認書類は、運転免許証の写し等を稟議支援システムに添付することで統一し、規程化いたしました（令和8年4月）。
- 役職員による書類への代筆防止策
 - ・ 氏名の漢字・ひらがな・カタカナ・数字（0～9）の自署した「職員筆跡確認用シート」を全役職員分を徴求し、営業店では営業店全員の「職員筆跡確認用シート」を支店長以下検印席は常備させ、また全職員分の筆跡をPDFにしてその閲覧が可能な状態にしました。それを基に書類のチェックを行う態勢を構築することで、牽制機能を発揮してまいります（令和8年7月）。
- 与信先の関連先認定方法の見直しとグルーピング強化
 - ・ 大口融資先に対する迂回融資を防止するために、関連先企業の認定基準が明確になるよう規程を見直し、適正なグループ管理ができるようにいたしました（令和8年7月）。

I 健全かつ適切な業務運営の確保、組合員等の信頼回復のための経営管理態勢・法令等遵守態勢等の確立・強化

5. 内部監査態勢の改善・強化による監査機能の実効性の確保

これまでの主な取組み状況

- 内部監査態勢の改善・強化に向けた対応
 - ・ 監査の中長期方針や年度計画の策定、内部監査の品質評価体制の構築、監査員の人材育成や客観性の確保等を主軸に、監査関連の規程類の見直しを行いました（令和8年3月）。
 - ・ また、監査の実施時期を変則的に設定し、営業店職員が監査臨店時期を予測できないよう対応いたしました。実施頻度については、各部店における事務不備等の発生状況を評価・検証し、当該部店への監査実施頻度を決定しております（令和8年度より実施）。
 - ・ 監査項目の見直しも行い、法令遵守態勢、内部管理態勢、コンプライアンスに対する姿勢等も検証してまいります。また、企業風土の改革状況を確認するため、職場環境や各営業店・本部の所属長等のマネジメント力も検証し、アンケートや職員面談も適宜実施していく予定です。
 - ・ これらの監査態勢については、今後理事会へ報告して確認を受けるとともに、経営監視委員会の評価も受けてまいります。

Ⅱ 承諾を得ずに開設された口座の名義人等に対する丁寧な説明の実施

承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族への説明と謝罪の実施

これまでの主な取組み状況

- ・ 第三者委員会の調査及び新経営体制における追加調査により判明した、ご本人の承諾を得ずに開設された口座（無断借名融資）の名義人又はそのご家族の皆さまには、理事長以下役職員が個別に訪問させていただき、一連の経緯のご説明と謝罪をさせていただきました（令和7年9月）。
- ・ 無断借名融資先への謝罪訪問をさせていただいたこと、特別調査委員会による調査が終了したことを踏まえ、組合員の皆さまに改めて書面をもってお詫びさせていただきました（令和7年12月）。
- ・ また、組合員以外のお客様にもお詫び文書をお送りさせていただきました（令和8年5月）。
- ・ 当信用組合では、金融機関としてあるまじき行為を二度と引き起こすことのないよう、役職員一同、無断借名融資など一連の不祥事件の再発防止に努めてまいります。

Ⅲ 一連の不祥事件の更なる事実関係の精査及び真相究明の徹底

更なる調査の実施について

これまでの主な取組み状況

- 一連の不祥事件等への職員の関与調査等の実施
 - ・ 現職員の関与調査については、弁護士と協議のうえ、監査部及びコンプライアンス統括部において、営業部店及び本部の融資関連部署（融資部、債権管理部、事業支援部）の部店長経験者、同管理職経験者、同役席経験者、同担当経験者（新入職員、休職中の職員等を除く）を対象とした関与調査（ヒアリングや稟議書等の書類調査等）を実施いたしました。
 - ・ 調査の結果、現職員において、何らかの形で一連の不祥事件等に関与したことを確認した職員25名に対し、就業規則に基づく処分を実施しました（減給25名）（令和8年4月）。
懲戒処分に関しては、弁護士と協議のうえ、当時の旧経営陣からの強い指示・圧力の下で従わざるを得なかったこと、当該行為により旧経営陣から見返りを受けたことは確認されていないこと、当事者は真摯に反省・後悔していること等も斟酌のうえ、処分内容を決定いたしました。
- 更なる調査の実施状況
 - ・ 旧経営陣に対する徹底した責任追及とより適切な再発防止を講じるため、更なる内部調査を継続しておりましたが、監事監査の中で、旧経営陣が過去に実施した取引に関連し、不適切な経費支出（平成30年1月～令和8年3月まで総額2,369万円）によって融資先の当組合に対する返済資金の一部に充てられるとともに、旧役員に利益が及んでいた事案が判明しました（令和8年6月）。
 - ・ 当組合としては、現経営陣発足以前から継続していた事案ではありますが、早期発見に至らなかったことについて真摯に受け止めております。今後、関与者の特定などを進めるとともに、内部管理態勢および牽制機能の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。
なお、現時点で、他に本件と同様の不適切な支出は確認されておりません。

VI 健全な企業風土を醸成するための研修の実施

全役職員が少なくとも一定期間通常業務から完全に離れ、法令等遵守に関して
金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成するための研修の実施

これまでの主な取組み状況

- 全役職員が法令遵守に関して金融機関の職員として備えるべき知見を身に付け、健全な企業風土を醸成することを目的として、業務停止期間中を中心に以下の研修を実施しました。（一人あたり5日間受講）（令和8年1月終了）
 - ①反社会的勢力対応研修（コンプライアンスを含む）（2回）
 - ②コンプライアンス研修
 - ③金融・融資法務研修
 - ④不祥事防止研修
- 令和8年度も引き続き以下の研修を実施・受講してまいります（令和8年7月より受講中）。
 - ①金融法務基礎講座
 - ②コンプライアンス講座（管理職層向け）
 - ③コンプライアンス講座（役席者・一般職層向け）
 - ④クレーム・反社会的勢力対策と対策実践講座
 - ⑤コンプライアンスセミナー

VII 検査や報告に対する不適切な対応の再発防止と適切な受検・報告態勢の確立

当局による検査や報告命令に対する不適切な対応の再発防止の確保と、適切な受検・報告態勢の確立

これまでの主な取組み状況

- 役職員が法令等を遵守し、当局による検査・報告命令に適切に対応するよう、今般の行政処分を受けて実施した法令等遵守に関する研修（職場離脱による集中的な研修）をはじめとする定期的な研修カリキュラムの実施、役員から職員への法令等遵守等に関する直接のメッセージ発信等を継続して実施し、役職員の意識向上、企業風土の改善を進めております（令和7年度より実施）。
- 一連の不祥事件（旧経営陣による当局への虚偽報告等）を踏まえ、特定の役職員が、意図的に虚偽の報告・回答を行うことを防止するため、当局等の外部への提出書類・回答書等については、一次作成者とは別の上席（管理者）において、記載内容が事実に基づいているか、誤解を招く表現となっていないか等をレビューする態勢としております。また、役員が当該書類の作成を担う場合も、他の役員が最終検証と承認を行う決裁プロセスとしております。（令和7年度より実施）